

育児体験開催業務受注者選定に係る公募型プロポーザル手続きの開始について（公告）

次のとおり企画提案を募集します。

令和 7 年 4 月 1 日

三原市長 岡田 吉弘
（子育て支援課）

1 業務概要

（1）業務名称

育児体験開催業務

（2）目的

本市では、「みはらこども・子育て応援プラン（三原市こども計画）」において、基本目標のひとつとして「こどもの健やかな成長をライフステージに応じて切れ目なく支援します」を掲げ、次代へのステップの支援に取り組んでいる。

少子化が進行し、日常生活で乳幼児と触れ合う機会が減少している中、乳幼児と触れ合う体験は、子どもにとって、将来、子どもを生み育てることや、家族を持つことをイメージできる貴重な機会となる。

このため、本業務では、「乳幼児との触れ合い」をテーマに、子どもたちが楽しみながら、学び、体験できる場を提供し、子どもや家庭を持つことについて考えるきっかけづくりや、子育てをイメージする機会を作ることが目的として実施する。

（3）履行期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日まで

（4）予算上限額

500 千円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

次のいずれにも該当する団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 号各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加申込日において、建設業者等指名除外要綱（平成 17 年三原市要綱第 204 号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者
- (3) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (4) 参加申込日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 参加申込日において、市税等を滞納していないこと。
- (6) 令和 6 ～ 8 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。登録されていない場合は、登録に必要な書類を併せて提出すること。
- (7) 三原市暴力団排除条例（平成 24 年三原市条例第 4 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者でないこと

3 添付資料

- (1) 育児体験開催業務受注者プロポーザル選定募集要項
- (2) 育児体験開催業務仕様書

4 問合せ先

三原市こども部子育て支援課 子育て企画係 担当：森下、溝上

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号

Tel 0848-67-6079 Fax 0848-67-5934

E-Mail アドレス kosodate@city.mihara.hiroshima.jp